

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 大隅 清陽

大隅清陽氏の論文『律令官制と礼秩序の研究』は、日本古代官僚制について、律令法の日唐比較などの分析からその特色を明らかにし、律令・礼の段階的受容という視点で七世紀から九世紀にいたる官僚制の展開を明らかにしたもので、貴重な実証的研究成果である。

第一部「律令官制の基本構造」では、太政官・弁官をとりあげ、従来律令制成立期に研究が集中していたのに対して、実態や政務のあり方の検討により八世紀から九世紀の官僚制の変化を追い、儀式での官人の引率、アドモヒに注目して、それは大化以前の大夫、マヘツキミのあり方であることを明らかにした。マヘツキミは奈良時代の五位以上官人に継承されると論じて、関晃氏以来の畿内政権論を継承して内容を豊かなものになっている。

第二部「日唐儀制令の比較研究」は、日唐の儀礼のあり方を定める儀制令の条文を詳細に比較分析し、拜礼のあり方、祥瑞の扱い、朝堂の座具、戈・蓋などをとりあげ、日本の律令が規定する独自の礼秩序を明らかにした。従来全く研究のなかった分野で、著者の独壇場といえる出色の研究である。日本の儀制令における礼秩序は、唐と異なり法との二元構造を持たず、それ以前の氏族制的秩序・伝統を再編したものであると論じる。

第三部「律令制と礼の受容」では、律令制の受容を、律令だけでなく、当初継受しなかった礼制をふくめて九世紀までの長い時間で考え、東アジア諸国の国制と比較してその特色を明らかにする。魏晋から隋唐の中国律令は儀注と補完関係を持っていたが、七世紀までの日本にはこうした二元構造はなかった。八世紀には律令と異なる礼制の受容が進み、九世紀には氏族制の解体とともに礼が平安貴族社会の統合原理の一つになるとした。

律令制の二重構造論と畿内政権論をふまえながら、弁官や儀制令を切り口に古代官僚制と律令の継受について大きな見通しの中で明快な結論を示していて、重厚な実証的成果といえる。方法的論には、儀制令と礼について緻密に分析し、日本史の枠を超えて中国史料についても深い分析がなされ、延喜式の明快な分析とあわせて、律令制研究の最良の成果といえる。中国の儀注・律令制が本来的に貴族制的であったとの指摘は、なぜ日本に貴族社会が成立したのかを考える上でも示唆的である。弁官やマヘツキミについては、議政官との関係や合議組織としてのマヘツキミとの関係など一層の検討を期待したい点もあるが、極めて高度な研究成果であることは言うまでもない。

以上より本委員会は、本論文を博士（文学）の学位を授与するのにふさわしい独創性の高い業績として認めるものである。